

社団法人黒石市シルバー人材センター会費規程

(平成3年2月8日施行)

最終改正 平成21年12月4日

(目的)

第1条 この規程は、社団法人黒石市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が、一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 会費の額は、別表1に定める額とする。

(2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合は免除することができる。

(納入月日)

第3条 会費は、毎年1回6月末まで納入するものとする。

2 ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された1月以内に納入するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成3年2月8日から施行し、平成2年12月27日から適用する。

附 則 (平成21年5月22日改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月4日改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表1

会員区分	会費の額
特別会員	2,500円
正会員	
一般会員	2,500円
ゴールド会員	1,000円
賛助会員	1口 5,000円